

島本町広報誌等広告掲載取扱要綱

(平成27年 8月17日)

最近改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町（以下「町」という。）の広報誌等への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、広報誌等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 広報しまもと
- (2) 町立図書館（以下「図書館」という。）が配架する雑誌最新号のカバー
(広告掲載の基準)

第3条 広報誌等に掲載する広告は、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (5) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (6) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (7) 掲載内容が事実と異なるもの
- (8) 次に掲げる業者の広告
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種のもの
 - イ ギャンブルに関する業種（ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する当せん金付証票に係るものを除く。）のもの
 - ウ 美容整形その他法令等に定めのない医療類似行為（整体院、カイロプラクティック、エステティック、気功等）を行う業種のもの
 - エ 専ら債権の取立て又は示談の引受けを行う業種のもの
 - オ 業界団体に加盟していない結婚相談所、交際紹介業等の業種のもの
 - カ 探偵社、身元調査会社等の業種のもの
 - キ 占い、運勢判断等の業種のもの
- (9) 次に掲げる事業者の広告
 - ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金

融業又は事業者金融業を営む事業者のもの

イ 投資顧問業、抵当証券業、金融先物取引業、商品先物取引業その他利殖を目的とした投資又は投機があつせん、勧誘、募集等を行う事業者のもの

ウ 行政機関から行政指導を受け、改善がされていない事業者のもの

エ 島本町制限付き一般競争入札要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けている事業者のもの

オ 暴力団員が経営に関与し、又は、暴力団若しくは暴力団員を利用している事業者のもの

カ 広告主の名称、所在地及び連絡先の明示がなく、客観的に責任の所在が明らかでない事業者のもの

(10) その他、次に掲げる広告

ア 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの

イ 他者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの

ウ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるなど、不安を与えるおそれのあるもの

エ 国内世論が大きく分かれているもの

オ 暴力、覚せい剤等の犯罪を肯定し、又は助長するもの

カ 残酷な描写等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

キ 性に関する表現であつて、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの

ク 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの

ケ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

コ 人材募集に見せかけた売春等の勧誘若しくは斡旋又は商品の売りつけ若しくは生徒募集の疑いのあるもの

サ その他広告を掲載することにより町の社会的な信用又は公平性を損なうおそれのある業種又は事業者のもの

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、町と契約を締結した広告取扱事業者（以下「広告代理店」という。）が行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広報誌等に掲載を希望する者は、広告代理店に申し込まなければならない。

2 広告代理店は、前項の規定による申込みがあつた場合は、第3条に規定する基準を確認し、島本町広報誌等広告掲載申込書（様式第1号）及び掲載原稿データを町に提出した上で、当該広告の掲載について町と協議し、その承認を受けなければならない。

(申請の審査)

第6条 町長は、前条の申込書の提出を受けたときは、政策企画課において広告掲載の適否を決定し、島本町広報誌等広告掲載申込みに係る審査結果通知書（様式第2号）により広告代理店に通知するものとする。

2 前項の規定による適否の決定を行うに当たっては、必要に応じて、次条に規定する審査会を開催し、広告掲載の適否を審査するものとする。

（審査委員会）

第7条 広告掲載の適否を審査するため、島本町広報誌等広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総合政策部政策企画課長をもって充て、会務を総理する。

4 委員は、総合政策部人権文化センター所長及び都市創造部にぎわい創造課長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員は、やむを得ない理由により審査会の会議を欠席するときは、当該委員が指名する者に代理出席させるものとする。

7 委員長は、必要に応じて関係課長を出席させることができる。

（広告の規格、掲載場所等）

第8条 広告枠の大きさ及び数は、町と広告代理店との契約で定めるものとする。

2 広告を掲載する広報誌等のページ及びその位置は、町が指定する。

（広告掲載料）

第9条 広告代理店が町に支払う広告の掲載料金の額は、町と広告代理店との契約で定める金額とする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告代理店は、町が発行する納付書により、町が指定する期限までに、広告掲載料を一括して納入しなければならない。

（広告代理店の責務）

第11条 広告の内容等に関する一切の責任は、広告代理店が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、広報誌等への広告掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

島本町広報誌等広告掲載申込書

島本町長 様

申 込 者
住 所
事業者名
代表者名

広報誌等に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

なお、掲載が認められた場合は、島本町広報誌等広告掲載取扱要綱を遵守します。

広 報 しまもと	掲 載 希 望 号	年 月 号
図 書 館 雑誌カバー	雑 誌 名	
	掲載期間	年 月 1 日から 年 月 末日の か月
広告主		事業者名： 代表者名： 住所： 電話番号：
業 種		
事業概要		

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

島本町広報誌等広告掲載申込みに係る審査結果通知書

申込者

様

島本町長

年 月 日付けで提出のありました島本町広報誌等広告掲載申込みに
ついて、審査の結果を通知します。

審査結果

<input type="checkbox"/> 広告の掲載を認めます。 <input type="checkbox"/> 広告の掲載を認めません。 (理由：)

広 報 しまもと	掲 載 希 望 号	年 月 号
図 書 館 雑誌カバー	雑 誌 名	
	掲 載 期 間	年 月 1 日 から 年 月 末 日 の か 月
告 告 主		
告 告 掲 載 料	円	※指定の納入書により、指定期日までにお支払ください。
そ の 他		島本町広報誌等広告掲載取扱要綱を遵守してください。